





なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月30日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 福平石田線	黒部市福平 201番から	変更前		最大 8.8 最小 7.2	30.7	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市福平 201番まで	変更後		最大 11.9 最小 10.1	30.7	

### 富山県告示第330号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月30日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 福平石田線	黒部市福平 201番から 黒部市福平 201番まで	令和4年9月30日	新川土木 センター 入善土木 事務所

### 富山県告示第331号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和4年9月30日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地  
北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4  
ウェルネット株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
富山県電子申請サービスを利用した富山県の行政手続に係る申請手数料等（指定納付受託者が提供する支払システム及び決済基盤を利用して納付させるものに限る。）の納付
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間  
令和4年10月1日から令和5年3月31日まで
- 4 指定納付受託者を指定した日  
令和4年10月1日

### 富山県告示第332号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和4年9月28日県営農地整備事業平榎地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和4年9月30日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県告示第333号

土地改良区の定款変更の認可について

山田村土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24



書」を「第6条第2項」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(人 事 課)